議題(2)資料

**東京地方労働審議会運営規程改正（案）**

**現　行**

第14条　審議会の庶務は、東京労働局総務部企画室において総括し、及び処理する。（以下略）

**改正案**

第14条　審議会の庶務は、東京労働局雇用環境・均等部企画課の協力を得て、総務部総務課において処理する。（以下略）

　附　則

この規程は、平成２８年　４月　１日から施行する。